

防災情報による対応について

令和5年4月改訂版

(1) 警報又は特別警報が、北西部（奈良市、生駒市を除く）のいずれかの市町村名で発表された場合

（定期考查日、三者面談日を除く）

- ① 午後3時現在で警報又は特別警報が発表されている場合は、第0限授業は実施しない。
- ② 午後4時現在で警報又は特別警報が発表されている場合は、自宅待機すること。
- ③ 午後5時までに警報又は特別警報が解除された場合は、安全な方法で登校すること。

（第3限、第4限の授業を実施する。）

- ④ 午後5時現在で警報又は特別警報が発表されている場合は、臨時休業とする。
- ⑤ 登校中に警報又は特別警報が発表された場合は、直ちに帰宅し自宅待機すること。

ただし、学校へ避難する方が安全と判断した場合は、速やかに登校すること。

(2) 警報又は特別警報が、北西部（奈良市、生駒市を除く）を除くいずれかの市町村名で発表された場合

- ① その地域に居住している生徒及び就労している生徒は、(1) の①～⑤に従うこと。
- ② それ以外の地域に居住している生徒は十分に注意して登校すること。

【定期考查期間中の対応】

定期考查期間中に警報又は特別警報が発表された場合は次のとおり対応することとする。

- (1) 午後4時現在、北西部（奈良市、生駒市を除く）のいずれかの市町村名で警報又は特別警報が、発表中の場合、臨時休業とし、考查日程は延長して当該日の考查はその最終日に実施する。
- (2) 午後4時現在、北西部（奈良市、生駒市を除く）を除くいずれかの市町村名で警報又は特別警報が、発表中の場合
 - ① その地域に居住している生徒及び就労している生徒は自宅待機とし、考查については別に指示する。
 - ② それ以外の地域に居住している生徒は、十分に注意して登校すること。

【三者面談期間中の対応】

三者面談期間中に北西部（奈良市、生駒市を除く）、生徒の居住地域及び生徒の就労地域いずれかの市町村名で警報又は特別警報が発表された場合は次のとおり対応することとする。

- (1) 保護者等とともに安全に登校できる場合は、十分に注意して登校すること。
- (2) 安全に登校できない場合は、自宅待機とし、その旨を学校に連絡すること。

（参考）

奈良市、生駒市を除いた奈良県北西部の地域

大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、生駒郡（平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町）、磯城郡（川西町、三宅町、田原本町）、北葛城郡（上牧町、王寺町、広陵町、河合町）
高市郡（高取町、明日香村）